

農林漁業体験民宿の登録制度改正のポイント



平成17年の通常国会において、農山漁村余暇法（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）が改正され、農林漁業体験民宿の登録制度に関し、次の点が変更されました。



ポイント1

農林漁業者以外の方も登録対象になります！

これまでは、農林漁業者等が経営する農林漁業体験民宿が登録の対象でしたが、今回の改正で、既存の宿泊施設（NPOが運営、一般の民宿・旅館など）が地域の農林漁業者等と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も登録対象となります。

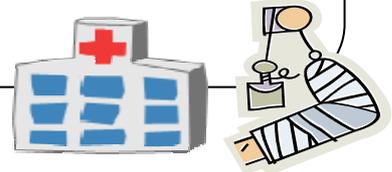
ポイント2

登録基準が法律で定められます！

これまで、登録基準については、（財）都市農山漁村交流活性化機構が定めていましたが、今回、法律に明文化されました。

また、都会の人や子供達が不慣れな農林漁業体験に参加すると、ケガや事故にあう可能性があります。そのため、安全・安心のニーズに対応し、万が一の事故等に備えて保険加入等の措置をとることが登録基準の一つとして追加されました。

登録基準：体験の内容、保険関係、地元との調整



ポイント3

登録期間3年が撤廃されます！

これまでは、登録期間が3年でしたが、今回の改正により、登録基準に基づき適正な営業を継続されている場合は、3年を超えても継続して登録農林漁業体験民宿として営業できます。



ポイント4

新規に登録を受ける際、登録免許税が課税されることになります！

新たに登録を受ける場合には、登録手数料のほかに登録免許税（1万5千円）が課せられることになりました。



ポイント5

未登録者が標識(看板)を掲示した場合は罰則が科せられることとなります！

これまでは、未登録者が標識を掲示することを禁止していましたが、罰則までは課していませんでした。今回の改正で登録農林漁業体験民宿業者には、標識の掲示を義務付け、未登録者が掲示した場合は、30万円以下の罰金に処せられます。



ポイント6

登録実施機関が複数化されます！

これまでは、国が農林漁業体験民宿の登録機関を指定していましたが、今回の改正で国の定めた基準を満たしていれば、国に登録して登録実施機関になれます。

登録基準：グリーン・ツーリズムの企画又は指導などの経験者が2名以上いることなど

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 農村政策部
都市農村交流課グリーン・ツーリズム班
TEL: 03-3502-0030

